

[意見書]

2021年2月 18日

裁判官 殿

住所

氏名 清瀬壯一



私は、建築家・大宇根弘司氏の設計に係る町田市立国際版画美術館及び周辺環境の棄損、並びに著作権侵害について、下記のとおり意見を述べる。

記

1 経歴及び役職

1級建築士事務所 風 総合計画研究所 代表
日本建築家協会 会員 登録建築家

2 以下、町田市立国際版画美術館と周辺環境の棄損、並びに著作権侵害についての意見現訴状に基づく通り、(仮)町田市立国際工芸美術館(以下工芸美術館)の現計画及び立地位置は、町田市立国際版画美術館(以下版画美術館)に隣接した位置では、意匠の異なる工芸美術館建設は、版画美術館とその周辺の景観及び周辺環境を損なう。

また、工芸美術館を版画美術館との連続性を持たせる構想は意匠の連続性を損ない、版画美術館の著作権を損なうものとする。

仮に工芸美術館を当該位置に計画を策定するならば、版画美術館の意匠に合わせて検討することが妥当で、そのためには版画美術館の著作権者に設計を委ねることが妥当と考える。